

都市計画法第42条第1項ただし書に係る許可運用基準

この運用基準は、都市計画法（以下「法」という。）第42条第1項で規定する当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可することができる予定建築物等以外の建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設について定める。

- 1 市街化調整区域内については、次のいずれかに該当する場合に許可できるものとする。
 - (1) 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物である場合
 - (2) 当該申請が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合
 - (3) 許可申請に係る建築物が法第34条第1号から第12号までに規定する建築物でその用途と法第33条第1項第2号，第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ，かつ，当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は，許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第48条（用途地域）の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合
 - (4) (1) から (3) に掲げるものの他，特にやむを得ないと認められる合理的な理由がある場合

- 2 前号以外の区域については、次のいずれかに該当する場合に許可できるものとする。
 - (1) 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物である場合
 - (2) 許可申請に係る建築物の用途と法第33条第1項第2号，第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ，かつ，当該区域に法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は，許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法第48条（用途地域）の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合

(平成28年12月1日から施行)

(令和5年7月3日改正)